

富山県立富山南高等学校	全 日 制	普 通		を
富山県立水橋高等学校	全 日 制	普 通		

富山県立富山南高等学校	全 日 制	普 通		に、
-------------	-------	-----	--	----

富山県立高岡高等学校	全 日 制	普 通		を
		理数科学		
		人文社会科学		
富山県立高岡西高等学校	全 日 制	普 通		

富山県立高岡高等学校	全 日 制	普 通		に、
		理数科学		
		人文社会科学		

富山県立南砺福野高等学校	全 日 制	普 通		を
		農業環境		
		福 祉		
富山県立南砺平高等学校	全 日 制	普 通		
富山県立南砺福光高等学校	全 日 制	普 通		
		国 際		

富山県立南砺福野高等学校	全 日 制	普 通		に改める。
		国 際		
		農業環境		
		福 祉		
富山県立南砺平高等学校	全 日 制	普 通		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の別表第1に規定する富山県立高等学校の課程等及び学科のうち、次の表の左欄に掲げる高等学校の同表の中欄に掲げる課程等及び同表の右欄に掲げる学科は、この規則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該課程等及び学科に在学する者が当該課程等及び学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

富山県立泊高等学校	全日制	普通
富山県立水橋高等学校	全日制	普通
富山県立高岡西高等学校	全日制	普通
富山県立南砺福光高等学校	全日制	普通
		国際

(教・県立学校課)

富山県立高等学校通学区域設定規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年10月18日

富山県教育委員会

教 育 長 伍 嶋 二 美 男

富山県教育委員会規則第5号

富山県立高等学校通学区域設定規則の一部を改正する規則

富山県立高等学校通学区域設定規則（昭和37年富山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表中

富 山 県 立 泊 高 等 学 校	魚津市、滑川市、黒部市、下新川郡、 中新川郡、富山市
富 山 県 立 入 善 高 等 学 校	
富 山 県 立 桜 井 高 等 学 校	

を

富山県立入善高等学校	魚津市、滑川市、黒部市、下新川郡、 中新川郡、富山市
富山県立桜井高等学校	

に、

富山県立富山南高等学校
富山県立水橋高等学校

を

富山県立富山南高等学校

に、

富山県立高岡高等学校
富山県立高岡西高等学校

を、

富山県立高岡高等学校

に

富山県立南砺福野高等学校
富山県立南砺福光高等学校

を

富山県立南砺福野高等学校

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 令和2年3月31日に富山県立泊高等学校、富山県立水橋高等学校、富山県立高岡西高等学校及び富山県立南砺福光高等学校の全日制の課程に置く普通科に在学する者の通学区域は、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(教・県立学校課)